

令和 5 年 第 1 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和5年第1回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和5年1月19日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所 本館2階特別会議室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 高 橋 太 朗 君
委 員 高 橋 太 朗 君
委 員

1. 付議案件説明者

子ども未来創造局長 岡 裕 美 君
子ども未来創造局 浅 井 文 彦 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君
副 部 長
子ども未来創造局 金 城 忠 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 濱 口 悟 君
担当副部长兼人権施策室長
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 山 田 睦 美 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 小 西 二 朗 君
教 育 政 策 室 長 乾 敬 一 朗 君
教 職 員 人 事 室 長 柴 田 大 君
保育幼稚園総務室長 鉾之原 史 樹 君
保育幼稚園利用室長
兼広域幼児育成課長 福 田 浩 子 君

1. 出席事務局職員

教育政策室 参事

中村友美君

教育政策室

平井由貴子君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市立認定こども園の名称案決定の件
- 日程第 4 保育施設設置・運営主体決定の件
- 日程第 5 箕面市保育の利用に関する規則改正の件
- 日程第 6 箕面市認可外保育施設指導監督要綱改正の件
- 日程第 7 箕面市保育所設置認可等要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市家庭的保育事業等認可要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市立保育所の保育所内科医並びに病児保育相談医及び病後児保育相談医解職及び委嘱の件
- 日程第 10 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 12 生徒指導の件
- 追加第 1 箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
- 追加第 2 箕面市立学校職員の不適切な言動等に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件

(午後 1 時開会)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今から、令和 5 年第 1 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、日程第 1 「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、高野委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 2 「教育長報告」を行います。まず、年明け以後何度かお顔は拝見していますが、第 1 回目の定例会ですので、改めまして今年 1 年どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。まず教育委員会委員関係ですが、1 月 9 日に令和 4 年度箕面市 20 歳のつどいを開催しました。「20 歳のつどい」という位置づけでやるのは今年が初めてでした。文化芸能劇場の大ホールで二部構成で行いまして、非常に天気もよく、穏やかに開催出来たのかなあというふうに思っています。午前の部が 515 人、午後の部が 508 人ということで、後ほど事務局のほうから、もう少し詳細に、当日の感想とか課題を含めて報告をいたしますが、非常にいい行事だったのかなあというふうに思

ってます。教育委員にもご参加いただきましてありがとうございます。次に教育長関係ですが、令和4年第4回箕面市議会定例会、文教常任委員会が開催されました。教育行政の課題等ですが、小倉こども政策担当大臣の視察がありました。この間、小倉大臣のほうから、箕面市の子ども成長見守りシステムについて非常に興味があるということで、いつかは箕面市のほうに視察に行きたいんだということは、人づてに私も伺っていたんですが、実際に12月17日に、非常に短い時間でしたが訪問いただきまして、子ども成長見守りシステム等について議論をしました。もともと小倉大臣はエビデンスに基づく、政策立案・政策遂行を基本にライフワークとして持っておられるようで、非常に関心を示されておりまして。我々のほうからは個人情報に関係しまして法が改正されたことに伴って、個人情報の扱いについて、今まで箕面市がやっていたことに支障のないように、ガイドラインの改定等のお願いもしたところなんです。行事報告については記載のとおりですが、先ほど冒頭で言いました、少し20歳の集いについて、担当者のほうからもう少し詳細に報告させていただきます。

- 子ども未来創造局担当副部長： それではご説明させていただきます。令和4年度箕面市20歳のつどいにつきましては、資料にもございますとおり1月9日成人の日を開催させていただきました。会場は昨年度に引き続き文化芸能劇場大ホールを利用しまして、新型コロナウイルス感染拡大防止も含め、午前の部、午後の部の2回に分けて実施いたしました。当日の参加者数につきましては、午前の部515人、午後の部508人でトータルの参加率は67.0%となりました。これは統計の残っております平成7年度以降の参加率としましては、過去最高となっております。過去最高となった要因について厳密な分析は出来てはおりませんが、久しぶりの行動制限のない冬を迎えたことや、当日の天候に恵まれたこと、また採用1年目の職員で構成するブラッシュアップチームがデザインしたエアークケット風の案内状等々が奏功したのではと考えております。当日、式典に続いての第2部では、箕面市特命大使の林はるかさん、そよかさんによるミニコンサートの開催や、3年ぶりに復活しましたお楽しみ抽せん会などに会場は大いに盛り上がりを見せておりました。その他、ライブ配信も実施しまして、その後の閲覧もあわせ、昨日までで、2,013件、ご覧いただいております。また、フォトスポットの設置につきましては、昨年度奥まったところに配置していたため、利用が少なかったという、反省を踏まえまして、今回は開式前は、大ホールホワイエ、閉式後は出入口のすぐ側に配置するなどして、実数は把握は出来ておりませんが、多数の方にご利用をいただいております。今回の開催においての課題といたしましては、大きな混乱はなかったものの式典会場への入場が、開式直前の一時に集中したりしましたので、来年度以降、スムーズな分散入場を促すような方策を検討してまいりたいと考えております。

○教育長（藤迫稔君）： 昨年度の課題としてありました、退場してから、出入口前で人がたまってもう身動き出来ないっていう状況は、少し阪大側の広場のほうに、誘導する方法で、スムーズにいったのかなと思います。今説明したように、入場の30分前ぐらいから、ぜひ入ってほしいということでアナウンスをしてるんですが、なかなかそういうわけにいかなくて、市長の挨拶がもう始まっているのにまだ何か、場内がざわざわしたりということでありましたので、ちょっと来年度に向けてそこは工夫が必要かと思うんですが、なかなか、やっぱり皆さんおしゃべりするのが楽しくって入ってくれて言ってもなかなか入れないということでちょっと工夫したいと思っています。

○代表教育委員（山元行博君）： 図書館関係なんですけど。昨日夜にLINEをもらいましてね。京都の亀岡の図書館の関係の方からLINEをいただいて、明日船場図書館で、公共図書館と大学図書館の連携ということで、講演会があるということで、実は参加するんだということですね。何か情報がもしあれば教えてほしいんですけど、何人ぐらいでやったのかなと。わからなかったら結構です。また後日教えてください。夜は箕面飲んで帰るから何かお酒の美味しいお店ありませんかと言ってました。箕面でお金をおとして行ってくれるとありがたいなと思っている。そういう公共図書館と大学図書館の連携って、まず見ないんで、そういう講演会があるのであれば、ちゃんとキャッチしているんだなと感心しました。

○教育長（藤迫稔君）： 他、どうでしょうか。

○委員（稲田滋君）： 20歳のつどいの日は本当に当日いい天気で、私は午後の部に参加させていただいたんですが、午後の部は割と、子ども達もきちんと席に座って、後で入ってくる子どもも多少はいましたけど、割ときちんとしたように思いました。トラブルもなく、いい成人式だなと思いました。1点気になったのが、送迎の車が工事中もあって車寄せというのがなかなかなくて、周辺道路でみんな乗り降りしてるというようなことで、周辺道路が割と、路上駐車してる車が非常に多くて。工事が終わったら、もっとすっきり進むだろうなというように思いました。

○教育長（藤迫稔君）： 他、ございますか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第12、報告第5号「生徒指導の件」、日程追加第1、報告第6号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」、及び日程追加第2、議案第6号「箕面市立学校職員の不適切な言動等に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(“異議なし”の声あり)

- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：日程第3、議案第1号「箕面市立認定こども園の名称案決定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長：本件は、箕面市立幼保連携型認定こども園条例において、現在仮称として規定している箕面市立認定こども園各園の名称について、正式名称を付すにあたり、名称案を決定するため提案するものです。公立幼稚園保育所の再編により、今後、市域の西部・中部・東部地域にそれぞれ整備を進めていく公立認定こども園3園の正式名称案として、西部を「せいなんこども園」、中部を「かやのこども園」、東部を「とよかわこども園」として提案するものです。提案に至るまでの検討経過をご説明いたしますと、地域や保護者、園児をはじめとする市民の皆様へ愛され、親しまれる園となることをめざして、まず、昨年11月に、市民公募にて広く名称案を募りました。その結果、3園合わせて計470件の応募をいただきました。次に、市及び園所長のほか、再編対象の各園所の保護者代表7名、市内全小学校区の青少年を守る会から推薦いただいた各地域代表の方々14名、計31名で構成する「箕面市立認定こども園名称選定検討会議」を設置し、応募作品について、検討会議の各委員から意見を聴取しました。この結果、各委員から最も支持されたのが、今回ご提案している各園の名称案として、事務局としても、これら名称案は、園の立地を地理的にイメージしやすく、すでになじみのある地域名を用いることで地域に愛着を持ってほしいという地域の願いにも応えられること、短くシンプルかつひらがな表記により、就学前の子ども達も呼びやすく覚えやすいこと、3園の名称の統一感があること等の理由から、正式名称としてふさわしいものと考え、名称案として選定し、今回ご提案いたしましたものです。なお、名称案の決定について今回ご承認いただくことができれば、箕面市立幼保連携型認定こども園条例の改正に向けた手続きに進んでいきたいと考えております。
- 代表教育委員（山元行博君）：協議の時に大変詳しい資料をつけていただいて説明いただきまして、詳しい説明も、その際にいただきました。ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）：今の説明にありましたように、短くてシンプルな名称で非常にいい名称だなと思います。かやのこども園については、割と、近々オープンということなんですけど、せいなんととよかわについては、令和9年オー

プンですかね。何でそんな先の分まで決めないといけないというような何か理由はあるのですか。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長 : はい、2点あると考えております。1点目は、各園の開園のタイミングで名称選定するよりも、3園同時に、名称選定の手続を行うことで、全地域的に、今整備を進めております公立認定こども園のことにつきまして情報発信が強く出来ていくだろうということが1点目でございます。2点目ですけれども、3園同時に行うことで、3園の名称の統一感も含めて、今回名称選定できるのではないかという風に考えまして今回3園同時に、名称を選定することとなりました。

○代表教育委員（山元行博君） : 他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君） : 事前説明の時には、詳しく報告いただいているんですが、会議の場でありますので、改めて参考に、情報共有ということで、一応冒頭にも説明ありましたように2段階方式で、まず市民に一般的に広く公募をして案をいただいたと。2点目は選定会議の委員さんに、その中からということなんですけども。参考に、2段階でまず市民公募の時に一番多かった提案として多かったのが何で何票で、2番目は何で何票くらい。それから、次には、選定会議のほうでは、何が1番で何票、2番がちなみにこういう名前は何票というのをちょっと共有したいのでお願い出来ますか。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長 : まず市民公募の際に同じ名称が応募された件数、上位2位までお伝えいたしますと、まず西部地域の園につきましては、1位がせいなんこども園、あるいはせいなん認定こども園、合わせてのカウントになりますが、これらが40件、同じ名称の応募がございました。2位が箕面西こども園、箕面西認定こども園、そして瀬川こども園、瀬川認定こども園、これらがそれぞれ5件ずつで2位という形になっております。続きまして中部地域につきましては、1位がかやのこども園、かやの認定こども園合わせて34件、2位が中部こども園、中部認定こども園合わせて6件でございます。東部につきましては、1位がとよかわこども園、とよかわ認定こども園で10件、2位が箕面東こども園、箕面東認定こども園で7件ございました。各園とも今回選定した名称と同名称について、多くの応募がございました。続きまして検討会議の各委員からの獲得票の上位2位まででお伝えいたしますと、西部につきましては、1位が19票でせいなんこども園、2位が13票でさくらせいなんこども園、続きまして中部につきましては、1位が22票で、かやのこども園、2位が14票でかやのなかよしこども園、東部につきましては、1位が19票で、とよかわこども園、2位が10票でとよかわあおぞらこども園となりました。

○代表教育委員（山元行博君） : 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君） : それでは、議案第1号を採決いたします。本

件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第4、議案第2号「保育施設設置・運営主体決定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長 : 本件は、令和2年6月に策定した「第四次箕面市子どもプラン」に基づく箕面萱野駅周辺の保育所整備を進めるため、市が行った箕面萱野駅前交通広場の上空立体利用等に係る提案募集について、認可保育所を整備することを提案し、決定された事業者が選定した保育事業者について、「箕面市子ども・子育て会議児童福祉部会」の意見聴取を終えましたので、これを踏まえ、当該保育事業者を保育施設設置・運営主体に決定することを提案するものです。新たな保育所整備にかかる保育施設設置・運営主体として予定されております社会福祉法人徳和会は、主に保育園の運営や介護事業を実施している法人です。保育施設の概要としましては、設置予定場所は、箕面キューズモールEASTエリア3階、定員は0歳から5歳児の90人、自園調理の給食提供や、保護者ニーズに応じて20時までの延長保育や休日保育、支援保育、一時預かり事業なども実施予定です。令和4年12月21日に開催しました箕面市子ども・子育て会議では、法人から、保育方針や保育内容など、直接説明をいただき、委員からご意見をいただきました。主なご意見につきましては、「支援保育を実施するにあたっては、箕面市がこれまで大切にしてきた共に学び、ともに育つ保育を大切に、しっかり実践をして欲しい」、「保育士不足の状況の中、保育士確保に努め、しっかりと運営してほしい」、「商業施設内に設置されるため、安全面へ十分な配慮をして欲しい」、「地域に開かれた保育園となることを希望する」などのご意見がありました。本法人につきましては、本市がこれまで保育施設設置・運営法人を公募した際の条件を取り入れた保育内容を提案しており、保護者の利便性も高まると考えます。
- 代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員(高橋太郎君) : ご説明ありがとうございます。こういったこども園を運営されるということであればやっぱり長いこと継続して運営していただくことに意味があるのかなと思いますが、実際にこちらの法人さんが、主に介護事業を主として運営されているというところで、保育事業に関してちょっとよく見えないところもあるのかなと思ってまして。資産総額とか財務状況を書いていただいているんですけど、その事業の継続性という意味において、問題ないでしょうかね。確認だけお願いします。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長 : 保育所を運営していくにあたって、

長期的にしっかり保育を継続していけるということで、それは認可をしていく際にも、確認をしていくことになるんですけども、今回、子ども・子育て会議に諮るに当たりまして、これまでの決算書なども提出をしていただきまして、そしてまた子ども・子育て会議の委員の中には、公認会計士の委員もおられまして、経営的な面についてもしっかり見ていただいているところです。

○教育長（藤迫稔君）： 関連して。多分ね、高橋委員の質問の趣旨っていうのは、申し訳ないですけどもこの運営主体の法人さんがなじみがなくて、かつ、ここに住所が書いてありますけども、かなり兵庫県の遠方のほうの法人さんやということなんで、もう少し何かこの遠方の法人さんが箕面のここで採用されるという、この距離的な差というか、我々のなじみのないところを、もうちょっと何か納得感が。実はこんなことになってこうなってるんですけどっていう何か説明が出来たら、多分高橋委員の質問の問題意識されてるところがクリアになると思うんで、情報なんかも、東急さんからいただいていると思うんでその辺ちょっと説明してもらえますか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： こちらの徳和会の法人につきましては、平成22年12月に法人を設立しておりまして、兵庫県と大阪府に、介護事業それから保育事業を運営している事業者になります。高齢者の介護事業につきましては、現在4施設の運営をされておりまして、保育事業につきましては平成31年4月から開始をされておりまして。保育の実績としましては、大阪市内で認可保育園を1園、それから神戸市で小規模保育園、それから事業所内保育園を1園運営しておりまして、未来を担う子ども達の成長に関わるため、保育、子どもに関わること、それから保護者の子育て支援、就労支援などを目的に、これまでの運営をしてきている法人になります。

○委員（高橋太郎君）： どうもありがとうございます。恐らくこれまで介護事業とかを運営されていて、財務的に問題もないと思うんですけど、この保育事業単体です、業績がどうなのかなとか、ちょっとこの資料から見えないところがあってそれで継続性にどうなのかな、わからないところがあるなど質問させていただいているだけで別に反対してるわけじゃなくてですね、やっていただく以上は継続していただかないといけませんので、ここで事業をしていただいて、しっかり利益を取っていただいてですね、支援を今後もやっていただけるようお願い出来たらなと思います。

○委員（稲田滋君）： 今回のように、ここに書いてある、認可保育所を整備することを提案し決定された事業者が選定した保育事業者というようところがやっぱり、気になるところやと思うんですけどね。通常は市が、教育委員会が、認可保育事業者を決定するんですよ。それが事業者が決定してるというところが、高橋委員も気になってるところだと思うんですけど。その辺りで、先ほどの説明でも市と同等の基準で、判断してるよというようなお話だったんです

けどその辺りをもうちょっと詳しく教えてください。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：これまで箕面市で、保育施設を設置運営する場合につきましては、箕面市教育委員会のほうで、広報を行ってきておりまして、選定も行ってきております。今回につきましては、まず箕面市としまして、萱野駅前広場のほうの公募を行いまして、その事業者が、保育事業者を選定するというので、選ばれております。東急不動産のほうとそれから箕面市のほうでは、保育所整備に関する確認書というものも交わしておりまして、まず、東急不動産が保育所を選定する、その際には、箕面市がこれまで行ってきた、保育事業の選定の条件、公募の条件というのも踏まえて、しっかりと保育事業者を選定する。そして、子ども・子育て会議の委員の意見を聞いた上で、教育委員会にお諮りをして最終に決定をするという流れで決定をするという仕組みとしております。それからもう1点。まず東急不動産が、法人を選定する際につきましては、保育の内容っていうものを確認するために、実際に運営している保育園のほうの視察も行ってございまして、それには教育委員会事務局として同行をしております。

○委員（稲田滋君）：そしたら選定に当たっては、教育委員会も一緒に保育所見学行ったりしっかり関わってますよということ。だから、教育委員会が公募した場合と同等の形で選定してますよということではないですかね。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：そうです。

○教育長（藤迫稔君）：もう1点だけ。資料にも整備保育施設の概要って書いてありますけども、ニーズがそれなりにある休日保育実施ですとか、自園調理、さらに一番いいなと思ったのは延長保育を午後8時までしていただけるということで、このターミナルで鉄道を利用して、就労されてる方にとっては非常にニーズにマッチした、いい施設になるのかなというふうに思ってますので、ぜひともそのようになるように、しっかりと関わっていただきたいと思いますというふうに思いますのでお願いしときたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第2号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第5、議案第3号「箕面市保育の利用に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、令和5年4月からこども政策の新たな司令塔機能を担う子ども家庭庁を設置するため、子ども家庭庁設置

法の施行に伴い、子ども・子育て支援法が改正されたため、関係規定を整備するため箕面市保育の利用に関する規則を改正するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第3号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第6、報告第1号「箕面市認可外保育施設指導監督要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局広域幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局広域幼児育成課長： 本件は、児童福祉法及び大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正に伴い、箕面市認可外保育施設指導監督要綱の改正をする必要が生じましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。認可外保育施設について、業務の停止または施設の閉鎖に関する命令をした場合、その旨を公表することができることとされたことに伴い、改正するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第1号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第7、議案第4号「箕面市保育所設置認可等要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局広域幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局広域幼児育成課長： 本件は、保育所の認可申請時に必要な書類の充実を図るため、大阪府保育所設置認可等要綱が改正されたことに伴い、関係規定を整備するため、箕面市保育所設置認可等要綱の改正をご提案するものです。認可申請時に必要な書類を定めた別表に、保育所保育指針に基づく全体的な計画、それを実施するための組織計画、職員の研修計画、園児の健康及び安全確保計画を追記し、フォーマットを定めたものです。このたびの改正は、審査基準を変更するものではありませんが、認可書類が充実することにより、認可後の保育園運営の充実を図ることができると考えます。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第4号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第8、議案第5号「箕面市家庭的保育事業等認可要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、認可申請時に必要な書類の充実を図るため、大阪府保育所設置認可等要綱が改正されたことに伴い、関係規定を整備するため、箕面市家庭的保育事業等認可要綱の改正をご提案するものです。定員19名までの小規模保育事業所等の認可申請の添付書類に、職員の研修計画、園児の健康及び安全確保計画を追記し、フォーマットを定めたものです。このたびの改正は、審査基準を変更するものではありませんが、認可書類が充実することにより、認可後の保育園運営の充実を図ることができると考えます。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第5号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

- 代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第9、報告第2号「箕面市立保育所の保育所内科医並びに病児保育相談医及び病後児保育相談医解職及び委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

- 子ども未来創造局室保育幼稚園総務室長：本件は、箕面市立保育所嘱託医、病児保育相談医、病後児保育相談医の解職及び委嘱を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。箕面市立萱野保育所嘱託医、病児保育相談医、病後児保育相談医より辞職願が提出されましたので、これを承認の上解職し、児童福祉法第45条並びに大阪府児童福祉法の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第1項並びに箕面市病児・病後児保育実施要綱第10条の規定に基づきまして、その後任を令和5年1月1日付で委嘱したものでございます。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第2号を採決いたします。本

件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第10、報告第3号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第3号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第11、報告第4号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、去る令和4年12月15日に開催いたしました令和4年第12回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第4号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員(山元行博君) : 事務局から「その他、教育行政に係る報告」について申出を受けますが、いかがですか。

○子ども未来創造局学校教育監 : 新型コロナウイルス対策について、少し変更がございましたのでこちらでご連絡させていただきます。箕面市立小中学校における今後の教育活動についてという通知を1月10日付けで、学校に対して出しておりますけども、こちらは大阪府のほうが、学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを改定したということで、1月5日付で通知がありましたのでそれを受けて、学校に対して連絡をしたものです。改定のポイ

ントとして、いくつかありますけれど、まず1つが、給食の指導についてということで、これまで給食の指導については、会話を控えるというようなことで、指導マニュアルには規定されてましたけども、今回から大声での会話を控えるということで一定緩和されているということと、これに伴って食育等、教育的観点から黙食とする必要はないというのが大阪府のマニュアルに明記されることになりました。それと、マスクについてはメリハリのあるマスクの着脱についてということで、屋外では現在、マスクの着用は不要であるということや、換気が行われている屋内において会話がないうちではこういうことができるというような、記載もされています。そしてもう1つが、学校行事等についてなんですけども学校行事等では、マニュアル上は学校行事へ参加する保護者等に対し人数制限は行わないというような今回変更があります。ただ、こちらについては会場の収容人数を踏まえることとするとありまして、学校によっては非常に大きな規模の学校等もございますし、まだまだ感染、広がっているような学校もございますので、今回こういったマニュアルを踏まえた上で改めて学校のほうと調整しましたところ、今年度の卒業式と来年度の入学式については、来賓はPTA会長のみということで、教育委員の出務も行わないということで今のところ学校としては考えておるということになります。

○委員（稲田滋君）： 小中学校の給食の黙食はしなくてよいということになったということなんですけど、何かいまだにやっぱり、子ども達も気を遣ってしゃべらない、しゃべる時はまだマスクして喋ってるみたいな話を聞くんですけど、やっぱりそういう、なかなか一気にはいかないというようなことなんですかね。

○子ども未来創造局学校教育監： こちらにつきましては2学期末に学校のほうに実際様子を見に行ったということもありましたけれども、以前からですね完全に黙食というようなことは言っていませんで会話を控えるというような規定でしたので子ども達はそれなりに、実際、話もしたりというのはしておったんですけども、今回改めてこういうマニュアルの改訂があったということで、学校のほうにも周知し、また保護者向けにも、通知文を出して、再度周知をしているところです。慣れというのはありますけども、徐々にこういったところはこの形で浸透していってると思っております。

○教育長（藤迫稔君）： 私も何校か見に行っただんですけども、やっぱりこれ学年によって差があるなど。正直言って小学校の3年、4年ぐらいは、どこの学校も静かです。よく考えてみたら、その子らっていうのはもう1年生入学した時から、給食は黙って食べるもんやっていうのがもうこの2年間、定着したまま上がっているの、非常に静かだなあと。逆に5年、6年とか1年、2年を見ますと、それなりに、逆に今まで本当に黙食してたのかなと思うほど、何か普通に対話してるんで、学年によってちょっと差があるのかなあというふうに

思ってます。他市の状況なんか我々教育長で集まった時に聞きますと、通知はあったものの、やっぱり継続して黙食をやってるといふ。ちょうど8波の増えた時なんで、大阪府からこんな方針あったがちょっと無理だろうといふので続けるんだといふような市もありましたので、やっぱりちょっと学校の感染の状況を見ないと。

- 代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第12、報告第5号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員は退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席）
（報告第10号に係る審議）

- 代表教育委員（山元行博君）： 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案6件、報告6件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。
- 教育長（藤迫稔君）： ありがとうございます。これもちまして、令和5年第1回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時24分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）